この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

報　告　書

担当課　生活安全課

次のとおり報告します。						報告日　23・5・11	
市　長	副市長	部　長	次　長	課　長	副主幹	係	合　議
		石井	伊藤	高橋	飯山		職員課長

件　名	自転車保管場所業務内容等の確認について⑧
日　時	平成23年5月6日（金）、10日（火）、11日(水)
記録者	生活安全課　高橋
内　容	6日（金）からの経過報告
5/6（金）	2日までの経過について副市長に報告。フローチャートに基づき説明する（伊藤次長、高橋対応）。
5/10(火)	刑事課：[redacted]氏より電話。 当時市民課で事務処理をしていた福田氏に、盗難品であることが処分リストに載ってこなかったのか業務の流れ等の話を聞きたいが、13日で都合はどうかとのこと。 現在非常勤事務嘱託員であり業務に支障がないか所属長との調整が必要のため、確認し11日に電話することとする。 また、同時期の盗難品の回収時に、警察による確認がどのようにされていたのか[redacted]氏に聞いたところ、当時の担当者の転勤により確認できていないとのことであった。 ＊先日[redacted]氏に対して行われた事情聴取及び13日に福田氏の聞き取りがあった場合の休暇等の取り扱いについて職員課に確認を行う。また、13日の件については本日福田氏の勤務日ではないため、明日、確認を取ることとなった。
5/11(水)	福田氏と所属長である社会福祉課長、保護係長に概要を説明し日程調整を行う。13日で問題ないが、連絡待ちの件があり時間は未定。刑事課[redacted]氏に、時間が決まり次第連絡すること及び決裁済みの被害届の提出について連絡する。被害届は13日の午前9時半に逗子警察署に提出することとなった。 福田氏にフローチャートに基づき業務の流れ及び事務処理について生活安全課にて聞き取りを行う。(高橋対応) 内容は殆ど今まで確認できていた事項のとおりだが、自転車を処分する際に再度警察に盗難品かどうかの確認をしてもらっていることを新しく確認できた。

報　告　書

担当課　生活安全課

次のとおり報告します。						報告日　23・5・13	
市　長	副市長	部　長	次　長	課　長	副主幹	係	合　議
		石井	伊藤	高橋	飯山		職員課長

件　名	自転車保管場所業務内容等の確認について⑨
日　時	平成23年5月13日（金）
場　所	逗子警察署講堂
相手方	逗子警察署　刑事課[redacted]氏、[redacted]氏　地域課：[redacted]氏
対応者	生活安全課高橋、樋渡
記録者	生活安全課　高橋
内　容	
9：45頃到着 10：00頃～	＜逗子警察署にて＞ 被害届提出の前にフローチャートに基づき業務の流れを確認する。文書等が必ずしも明確ではないが、福田氏から聞いた「自転車を処分する際、再度警察に確認してもらうよう依頼している」ことを[redacted]氏等に伝える。 [redacted] ＊提出時刻：11時30分（警察受理）。
16：40頃	逗子警察署地域課[redacted]氏より電話あり。（高橋対応） 本日被害届を提出いただいたが、出されたことによって、今まで窃盗容疑だったものが、逗子市の管理に一度戻すことになる。そのため、証拠品としての届けを被害届に添付してもらわないといけない、ついては、月曜日に用紙を届けるので提出してほしい。とのこと。 添付しなければいけない書類であれば提出することとなるが、提出にあたっては決裁を必要とするため、即日お渡しできるとは限らないことを高橋から説明し、了解をいただく。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市